

現場施工型優良断熱施工システム認定 申請要領

平成28年12月

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構

(一財)建築環境・省エネルギー機構が定める「現場施工型優良断熱施工システム認定要領」第4条に基づく申請に必要な事項について、その細目を定める。

## 1. 認定の対象

この認定は、JIS A 9526「建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム」の認証を取得している吹付け硬質ウレタンフォーム原液又はJIS A 9523「吹込み用繊維質断熱材」の認証を取得している吹込み用繊維質断熱材（以下、「断熱材等」という）を用いた現場施工型優良断熱施工システムについて認定を行う。但し、防火材料として使われるロックウール粒状綿は、耐火被覆としての施工方法が定められているため扱わないものとする。

## 2. 申請者

申請者は、断熱材等のJIS認証を取得した事業者又はOEMにより断熱材等の供給を受けて販売している事業者とする。

## 3. 申請手続きの流れ

- (1) 受付期間 新規申請及び認定内容に影響を及ぼす変更申請は年2回受付ける（5月末、10月末締切り）。  
更新申請は、有効期限の2か月前を締切り日とする。
- (2) 受付場所 (一財) 建築環境・省エネルギー機構 住宅研究部  
東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館2階  
TEL：03-3222-6690 FAX：03-3222-6696
- (3) 申請書類等の提出方法  
申請者は、書類の内容について、事前に事務局と十分打ち合わせを行った後、4. に示す申請書類等を受付場所へ郵送又は持参するものとする。申請書を受理する場合には財団は引受承諾書を発行する。
- (4) 認定費用の支払い  
申請書を受理された後、申請者は、5. に掲げる認定費用を指定された期日までに所定の銀行口座に振り込むものとする。振込手数料は申請者の負担とする。
- (5) 審査  
審査は、認定費用を受け取った日から審査を開始し、申請書類により実施する他、必要に応じてヒアリング等を実施する。
- (6) 認定書の交付  
評価の結果、4. の申請書類に記載された内容が「現場施工型優良断熱施工システム」として妥当であると認めた場合には、財団は認定することとし、理事長名による認定書を申請者に交付するものとする。
- (7) 認定結果の公表  
認定書交付後、当財団のホームページにて認定を行った旨を公表する。公表内容は、「認定番号」、「申請者名称（会社名）」、「製品名」、「適用条件」「有効期限」、「指定施工業者」とする。

#### 4. 提出書類

##### (1) 申請書類

申請書類は次のとおりとする。

- ① 申請書
- ② 添付資料
- ③ その他審査委員会が必要と認める書類

##### (2) 申請書類の体裁

① 用紙はA 4判縦使いとし、横書きを標準とする。

- ・ 図表等は、A 4判に縮小コピーする。A 3判等を用いる場合は、A 4判に折って綴じる。
- ・ 資料は申請書類の目次、申請書、添付資料、参考資料の順に綴る。
- ・ 事項番号を記載したインデックスを貼付する。
- ・ 資料は左綴じとしページを右下に記入する。
- ・ ファイルは、2穴、背ラベル差し替え式を使用する。
- ・ 背表紙の様式は、別添のラベルを添付する。

② 提出部数は申請の種類により下記の通りとする。

新規の申請 正 1部、副 7部

更新の申請、変更の申請（認定要領第4条(2)～(5)の事項の変更を伴うもの）

正 1部、副 7部

更新の申請、変更の申請（内容の大幅な変更がない場合）正 1部、副 1部

③ 申請書類の電子ファイル

申請書類のPDFファイルを収めたCD-Rを提出するか、又は電子メール等により送付する。

#### 5. 認定費用

認定の費用は次のとおりとし、申請書が受理された後、指定された期日までに納入する。

(消費税を除く)

新規の申請	新規の申請		80 万円
	認定要領「第4条(2)申請する断熱材等」において種類の異なる複数の原液・断熱材原料について同時に認定を申請する場合、原液・断熱材原料の数から1を除いた数に右の額を乗じた金額を加算する。		10 万円
更新の申請	3年後の更新時	認定要領第4条の(2)～(5)の事項の変更を伴う場合	40 万円
		内容の大幅な変更がない場合	20 万円
変更	認定内容の変更を伴うもの	断熱材料等の追加	30 万円
		その他の変更	15 万円
	軽微な変更(認定書の変更を伴う場合)		3 万円
指定施工業者の変更	指定施工業者の追加、削除、変更		認定有効期間内において 2万円/回

※①吹付け硬質ウレタンフォーム原液はJISの「種類の区分」により区分けする。

例：製品名が異なっても両方ともA種1であれば1品種として扱う。A種1とA種3は種類が異なるので別品種として扱う。

②吹込み用断熱材の「JISの密度の下限値」、「密度の下限値における熱伝導率」のいずれかが異なり、かつ製品名・記号が異なる場合に別品種として扱う。

例：(i)スーパー断熱材、スーパー断熱材EXは「密度の下限値」、「密度の下限値における熱伝導率」が同じため、1品種として扱う。

(ii)スーパー断熱材は密度の下限値：10K、熱伝導率0.052、スーパー断熱材EXは密度の下限値：10K、熱伝導率0.051 なので別品種として扱う。

<本認定に関する問い合わせ先>

〒102-0083

東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館 2階

(一財) 建築環境・省エネルギー機構

住宅研究部

TEL 03-3222-6690

FAX 03-3222-6696

ホームページアドレス <http://www.ibec.or.jp>

申請書背表紙

別添

現場施工型優良断熱施工システム認定申請書（正／副）

申請者…（会社名を記入）

製品名…（製品名を記入）